

資料一覧

件 名 富士砂防事務所の災害時等応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質等)に関する基本協定

事務所名 中部地方整備局 富士砂防事務所
担当課等 調査課

資料交付期間 令和 5年 2月 14日 10時00分から
 令和 5年 3月 2日 16時00分まで

証明書等受領期限 令和 5年 3月 2日 17時00分

決定日時 令和 5年 3月下旬

結果通知 郵送にて通知します。3月下旬予定。

説明資料 1. 公示 8枚
 2. 別記様式 5枚
 3. 協定書(案) 3枚
 4. 災害時協定締結区間(管内図) 1枚

その他 1. 資料の確認をお願いします。
 2. 本資料の返却は必要ありません。

公 示

富士砂防事務所の災害時等応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質等)に関する基本協定の締結

次のとおり公示します。

令和5年2月14日

国土交通省中部地方整備局
富士砂防事務所長 藤平 大

1. 協定の概要等

(1)協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生又はその恐れがある場合、富士砂防事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質等)(以下、「業務」という。)」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2)業務の実施区域

富士砂防事務所管内の山梨県内とする。

ただし、富士砂防事務所山梨県管外において、大規模災害時に富士砂防事務所が対応する区域が生じた場合には、その区域を含むこととする。

(3)協定期間 令和5年4月1日(予定)～ 令和8年3月31日

(4)業務請負契約

協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定及び関係法令等に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	内容
区分(1)	基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等
区分(2)	空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等
区分(3)	土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討、降灰量調査、浸透能調査等
区分(4)	機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等

3. 資格要件

(1) 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 協定の締結区分(1)・(2)については、令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の測量に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
協定の締結区分(3)については、令和3・4年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
協定の締結区分(4)については、令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
- 3) 協定参加資格確認申請書の提出期限日から協定書交付(協定締結者通知日)までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)協定の締結区分)に係る業種区分毎の再認定を受けた者を除く。でないこと。

(2) 申請書提出者に対する要件

申請書提出者は、平成24年度以降に完了した以下に示す同種業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、1件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。平成24度以降公示日までに完了した1件以上の実績を有していなければならない。

同種業務実績とは受注した砂防事業関連業務のうち、協定の締結区分毎に次に示した業務とする。

- 区分(1): 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務で、現地測量を含まないものについては、実績として認めない。
- 区分(2): 空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等に関する業務で、貸与された空中写真測量又は航空レーザ測量のデータ等を用いて地形変状計測を行った業務は、業務実績として認めない。
- 区分(3): 土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量等、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務。
- 区分(4): 機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務で、総合解析のみの業務で、機械ボーリングを含まないものについては、業務実績として認めない。

但し、以下の業務は実績として認められない。

1) 実績として確認できない業務

- i 一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」(以下「テクリス」という。)に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。
- ii 5.(5)により、業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。

2) 再委託による業務

3) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。

但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務は除く。

4) 業務成績が60点未満の業務

(3)地理的条件

- 1)協定の締結区分(1)については、本店が山梨県内に所在、協定の締結区分(2)・(3)については、地域要件無し、協定の締結区分(4)については、本店が中部地方整備局管内又は山梨県内に所在すること。
なお、本店については、認定を受けている一般競争(指名競争)参加資格の別により以下の通りとする。
- 2)測量(区分(1)が対象)
「本店」とは、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)の申請書「様式①-1」に記載された本社(店)をいう。
- 3)地質調査(区分(4)が対象)
「本店」とは、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)の申請書「様式①-1」に記載された本社(店)をいう。

(4)配置予定技術者に対する要件

本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

なお、配置予定技術者が当該活動を実施出来ない場合には、各区分に求める資格と同等の資格を持った技術者により当該活動を実施出来るものとする。

1)恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

2)技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

i 区分(1)・(2)について

ア測量士

ii 区分(3)について

ア 技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)

 技術士(総合技術監理部門ー応用理学又は応用理学部門)

イ 博士(専門分野:砂防に関する研究)

ウ 国土交通省登録技術者資格※1(施設分野:砂防、業務:計画・調査・設計又は施設分野:急傾斜地崩壊地等対策、業務:計画・調査・設計)

エ RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)※2(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)

オ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)

iii 区分(4)について

ア 技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)

 技術士(総合技術監理部門ー応用理学又は応用理学部門)

イ 博士(専門分野:土質及び基礎又は地質に関する研究)

ウ 国土交通省登録技術者資格※1(施設分野:地質・土質ー業務:調査)

エ RCCM※2(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)

オ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)

カ 地質調査技士

※1「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL:http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

※2RCCM資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

2)同種業務経験

同種業務経験は、平成24年度から公示日までに完了した業務で、実績を有する者。但し以下の業務は実績として認められない。

i 実績として確認できない業務

- ・「テクリス」に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。
- ・5. (5)により、業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。
 - ii 再委託による業務
 - iii 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。
但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務は除く。
 - iv 業務成績が60点未満の業務

3) 同種業務実績

- 同種業務実績は、次の協定締結区分とする。
- i 区分(1): 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務で、現地測量を含まないものについては、実績として認めない。
 - ii 区分(2): 空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等に関する業務で、貸与された空中写真測量又は航空レーザ測量のデータ等を用いて地形変状計測を行った業務は、業務実績として認めない。
 - iii 区分(3): 土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量等、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務。
 - iv 区分(4): 機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務で、総合解析のみの業務で、機械ボーリングを含まないものについては、業務実績として認めない。

4. 協定締結者選定基準

(1) 同種業務経験

1) 配置予定技術者の業務経験

- ※ 記載は各区分毎に最大5名(1名毎1件)までとする。
- ※ 評価点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)
- i 区分(1): 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務で、現地測量を含まないものについては、実績として認めない。
 - ii 区分(2): 空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等に関する業務で、貸与された空中写真測量又は航空レーザ測量のデータ等を用いて地形変状計測を行った業務は、業務実績として認めない。
 - iii 区分(3): 土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量等、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務。
 - iv 区分(4): 機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務で、総合解析のみの業務で、機械ボーリングを含まないものについては、業務実績として認めない。

(2) 地域精通度

1) 申請書提出者の地域精通度

申請書提出者の業務経験について、平成24年度から公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務のうち、協定の締結区分(1)、区分(2)、区分(3)、区分(4)毎に次の業務については、地域精通度を評価する。

- ・区分(1)の場合、基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務実績において、
 - i 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績
 - ii 山梨県内における業務実績
 - iii 中部地方整備局管内における業務実績
 - iv その他
- ・区分(2)の場合、空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等に関する業務実績において、
 - i 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績
 - ii 山梨県内における業務実績

- iii 中部地方整備局管内における業務実績
 - iv その他
 - ・区分(3)の場合、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量等、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務実績において、
 - i 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績
 - ii 山梨県内における業務実績
 - iii 中部地方整備局管内における業務実績
 - iv その他
 - ・区分(4)の場合、機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務実績において、
 - i 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績
 - ii 山梨県内における業務実績
 - iii 中部地方整備局管内における業務実績
 - iv その他
- ※ 評価点数は、個々の実績評価点数として計算する。(最大10点)
- ※各区分の i、ii、iii、ivについては、国・特殊法人(注1)・地方公共団体(注2)・地方公社(注3)・公益法人(注4)・大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)から受注した業務で評価する。

2)配置予定技術者の地域精通度

配置予定技術者の業務経験について、平成24年度から公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務のうち、協定の締結区分(1)、区分(2)、区分(3)、区分(4)毎に次の業務実績を評価する。

- ・区分(1)の場合、基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務実績において、
 - i 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績
 - ii 山梨県内における業務実績
 - iii 中部地方整備局管内における業務実績
 - iv その他
 - ・区分(2)の場合、空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等に関する業務実績において、
 - i 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績
 - ii 山梨県内における業務実績
 - iii 中部地方整備局管内における業務実績
 - iv その他
 - ・区分(3)の場合、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量等、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務実績において、
 - i 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績
 - ii 山梨県内における業務実績
 - iii 中部地方整備局管内における業務実績
 - iv その他
 - ・区分(4)の場合、機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務実績において、
 - i 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績
 - ii 山梨県内における業務実績
 - iii 中部地方整備局管内における業務実績
 - iv その他
- ※ 評価点数は、個々の実績評価点数として計算する。(最大10点)
- ※各区分の i、ii、iii、ivについては、国・特殊法人(注1)・地方公共団体(注2)・地方公社(注3)・公益法人(注4)・大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)から受注した業務で評価する。

5. 手続き等

(1)本協定締結申請者は、3.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出すること。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2)申請書類

1) 申請書 様式－1

2) 調査票 様式－2～5

(3) 書類配布

富士砂防事務所総務課にて交付する。交付期間は令和5年2月14日(火)から令和5年3月2日(木)までの土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日)を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

なお、データが必要な場合は富士砂防事務所公式ウェブサイトでダウンロード可能である。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/>)

(4) 申請書類の提出

申請書類は次に従い、持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)のいずれかにより提出するものとする。

1) 提出方法

持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

協定参加資格確認申請書表紙に未押印による提出の場合は、本協定に参加することが出来ない。

2) 提出期限

提出期限は令和5年3月2日(木)16時00分まで

3) 提出場所

〒418-0004 静岡県富士宮市三園平1100
国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所 総務課
TEL 0544-27-5221
FAX 0544-27-8759

(5) 同種の実績として記載した業務が、テクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、同種の実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは、同種の実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

また、テクリスに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容が同種にあたることを確認できる書類(契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し)を添付すること。

なお、同種の実績として記載した業務が、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)の場合は、業務成績評定点及び技術者評定点を確認できる書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を添付すること。

(6) その他

1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 富士砂防事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

i 提出方法

持参または電子メール(メール送信後、着信確認を必ず電話連絡すること。)によるものとする。

ii 質問受付期間

令和5年2月14日(火)から令和5年2月22日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

iii 提出場所

上記5.(4)3)に同じ。

6) 質問の回答は、令和5年2月28日(火)までに、富士砂防事務所公式ウェブサイトにて行う。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/>)

7) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

6. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3.に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評

価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2)評価の方法

別表-1に記した評価項目を一覧表で示す。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は110点とする。

※ 各分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

7. 締結通知

「富士砂防事務所の災害時等応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質等)に関する基本協定」の締結についての合否結果等は、令和5年3月22日(月)までに申請書提出者に通知する。

(注1)「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港(株):新関西、成田
- ・高速道路(株):東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ・沖縄科学技術大学院大学学園
- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人、宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究 機構、日本原子力研究開発機構
- ・独立行政法人
空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康福祉機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む)
- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

(注2)「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。
・普通地方公共団体:都道府県、市町村・特別地方公共団体:特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団

(注3)「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都道府県が設置した「土地開発公社」・地方住宅供給公社法に基づく都道府県が設立した「住宅供給公社」

(注4)「公益法人」とは、次のものをいう。

- 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成23年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

(注5)「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

- 鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、注1～注4及び上記公益民間企業が設置した研究機関

富士砂防事務所の災害時等応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質等)に関する基本協定

評価表

区分(1): 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等 区分(2): 空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等 区分(3): 土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討、降灰量調査、浸透能調査等 区分(4): 機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等			
評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点
配置予定技術者の業務経験	<p>平成24年度から公示日までに完了した指定した業務実績の有無について評価する。(様式一3)</p> <p>※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。 ※区分(1)において、現地測量を含まないものについては、実績として認めない。 ※区分(2)において、貸与された空中写真測量又は航空レーザ測量のデータ等を用いて地形変状計測を行った業務は、業務実績として認めない。 ※区分(4)において、総合解析のみの業務で、機械ボーリングを含まないものについては、業務実績として認めない。</p>	<p>① 国・特殊法人・地方公共団体等が発注した砂防事業関連の業務で、下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分(1): 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務 ・区分(2): 空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等に関する業務 ・区分(3): 土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務 ・区分(4): 機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等に関する業務 <p>② 上記以外の場合</p>	最高50点
申請書提出者の業務経験	<p>平成24年度から公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。(様式一2)</p> <p>※記載は各区分毎、1件とする。 ※点数は、個々の評価点数(最大10点)×1件として計算する。</p>	<p>① 富士砂防事務所管内の山梨県内における業務実績がある。</p> <p>② 山梨県内における業務実績がある。</p> <p>③ 中部地方整備局管内における業務実績がある。</p> <p>④ その他</p>	最大10点
経験直及予定能管理主任(技術者の)	<p>平成24年度から公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。(様式一3)</p> <p>※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。</p>	<p>① 富士砂防管内の山梨県内における業務実績がある。</p> <p>② 山梨県内における業務実績がある。</p> <p>③ 中部地方整備局管内における業務実績がある。</p> <p>④ その他</p>	最高50点
評価点 計			最高110点

評価基準は①>②>③>④とする。